

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から7年6月まで

口座振替に納付方法を変更するまでは、婦人会の集金で国民年金保険料と国民健康保険料を納付していた。申立期間当時の確定申告書（控）を資料として提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳時に国民年金に加入して以降、申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された平成5年分から7年分までの確定申告書（控）は、各年の税務署受付印があることから、申立期間当時に作成されたものと考えられ、当該確定申告書（控）の記載内容は信用できる。

さらに、当該確定申告書（控）に記載されている金額は、各年の国民年金保険料と一致する。

加えて、優良納付組織への県知事表彰の記録や近所の住民の証言から、申立人の居住する地区では、婦人会が国民年金保険料と国民健康保険料とを併せて集金していたことが確認でき、申立人の主張する納付方法と符合する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、国民年金の未納期間についてさかのぼって納付できる制度があることを知り、昭和 50 年 12 月に夫と一緒に A 市役所（旧庁舎）で加入手続をしたところ、市役所の担当者から 2 年分さかのぼって納付すればよいと説明されたので、48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を一括納付した。一緒に納付した夫は納付済みになっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納と記録されている。夫の保険料とともに納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 51 年 1 月 12 日に払い出されていること、及び申立人の夫の国民年金被保険者台帳には、50 年 12 月 25 日に 46 年 4 月から 48 年 3 月までの間の保険料を特例納付したことが記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は 50 年 12 月ごろに行われたものと推認され、加入手続を行ったこの時期は、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、A 市役所では、社会保険事務所（当時）から過年度納付用の納付書を預かっており、納付相談による来所の際には手書きで納付書を即日交付し、銀行へ行くように案内していたとしていることから、申立人が同市役所における手続時に過年度納付の納付書を受け取り、申立期間の保険料を納付することは可能な状態であったものと考えられる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間以降は 60 歳まで未納はないことから、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人は、市役所の職員から教えられたとおり、さかのぼって2年分の保険料を納付したと述べているところ、申立人の夫は、昭和48年4月から50年3月までの保険料を特例納付と併せて過年度納付していることを踏まえると、申立人の申立期間についてのみ保険料を納付しなかったとするのは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年7月1日）及び資格取得日（24年12月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額については、23年7月は600円、同年8月から同年11月までは2,700円、同年12月は6,300円、24年1月から同年4月までは8,100円、同年5月から同年11月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和23年7月1日から24年12月1日まで

昭和19年にA社に入社してから29年1月に退職するまで、途中退職することなく勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録が17か月抜けている。

当時の給与の記録が確認できる資料を提出するので、調査をして厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和23年7月1日に厚生年金保険の資格を喪失後、24年12月1日に再度資格を取得しており、23年7月から24年11月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人は申立期間に係る給与の記録が確認できる資料を所持していること、及び申立期間の直前に入社し、直後に退職した同僚が、「私が勤務していた期間については、申立人は事務員として業務内容に変更は無く継続して勤務していた。」と述べていることから、申立人は申立期間において、継続してA社に勤務していたと認められる。

また、同じ事務室に勤務する複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、

資格を取得してから喪失するまでの間に空白期間は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、23年7月は600円、同年8月から同年11月までは2,700円、同年12月は6,300円、24年1月から同年4月までは8,100円、同年5月から同年11月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年7月から24年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に、同社B支店における資格取得日を44年11月30日に訂正し、39年4月の標準報酬月額を2万8,000円、44年11月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和35年8月に、正社員としてA社に入社してから、62年7月に退職するまでの間、途中で退職したことはない。申立期間①については、同社本社に継続して勤務しており、勤務形態等に変化はなかった。また、申立期間②については、44年11月に同社B支店に転勤となったが、継続して勤務していた。同社で継続して勤務していたことを証明する資料を第三者委員会に提出する。私の厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社本社が保管する人事記録により、申立人は、申立期間①を含む昭和35年8月10日から44年10月31日までは同社本社に継続して勤務していたことが認められ、当該記録は申立人の主張とも一致しているところ、オンライン記録では、当該期間のうち38年11月1日から39年4月1日までの期間は、同社C支店において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このことについて、A社本社は、「当時の資料が現存しないことから、詳細については不明。」としているものの、「申立人は昭和35年8月10日に入社し、62年8月10日に退職した記録が残っており、当該勤務期間は厚生

年金保険の加入も継続していたと思われる。」旨を証言していることから、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

なお、A社本社における資格取得日については、オンライン記録で確認できる同社C支店における資格喪失日と同日の昭和39年4月1日と認めることができる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和39年5月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社が保管する人事記録、退職金支払明細、退職所得の源泉徴収票特別徴収票、雇用保険の加入記録及び前述の事業主の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保管する人事記録により、申立期間より前の昭和44年11月1日から同社B支店に勤務していたことが確認できることから、同社B支店における資格取得日を同社本社における資格喪失日と同日の44年11月30日と認めることができる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和44年12月のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

私が大学生で20歳になった時、母が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付したと言っていたのに、申立期間が未加入となっている。納付できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年3月2日に払い出され、資格取得日は同年4月1日となっている。この記録は申立人が所持する年金手帳及びA町の被保険者台帳と一致しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このことから、申立人は、平成3年4月に学生も国民年金に強制加入する制度が導入されたことを契機に加入手続が行われたものと推測でき、申立期間については、国民年金の任意加入対象者であったため、制度上、加入手続を行った時点からさかのぼって被保険者資格を取得することができず、未加入期間となることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の母は、「口座振替により国民年金保険料を納付していた金融機関に問い合わせたところ、申立期間の国民年金保険料が口座振替された記録はなかった。」と証言している。

さらに、申立人から提出のあった、申立人が所持する国民年金保険料領収証書は平成3年度2月分のものであり、これは、平成4年2月の保険料を納付したことを証明するもの（平成4年2月25日收受印）であることから、申立期間のものではない上、このほかに申立人及び申立人の母が申立期間の国

民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 849

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から42年3月まで

申立期間当時、私は大学生でA市B区の実家に住んでいた。私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、収入が無かった私の保険料を納付してくれていたと聞いている。

申立期間について、未納とされていることは納得できないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月20日に払い出されていることが確認でき、それより前である申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない上、申立期間を含む昭和40年1月1日から44年12月31日までの期間に、A市B区で払い出された国民年金手帳記号番号の払出簿も検索したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料納付について関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も当時の記憶が無く、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年3月まで

私の国民年金の納付記録を見ると、申立期間は未加入期間であることが分かった。高校卒業後、自治体の青少年指導員となり、周囲の人や親の助言により20歳になって国民年金に加入したことを覚えている。昭和49年に、当時住んでいた地名が変更されたときに納付記録が無くなったとも考えられるので、調査の上、私の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころ、周囲の人や親の助言により国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月に払い出されていることが確認でき、これ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認される。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が昭和49年4月1日に国民年金の強制被保険者として資格を取得していることが記載されている上、オンライン記録においても、同日の資格取得日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時のA市の住所地が昭和49年に地名変更されたことが要因となり国民年金保険料の納付記録が消えた疑いがあると主張しているところ、同市の行政区画再編による住居表示の変更は、申立人の納付記録が確認できる同年4月以降の同年7月に行われていることから、当該住居表示の変更により申立期間の納付記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 7 月まで

私は、新たに入社した会社の社長から、会社が厚生年金保険に加入していないため国民年金に加入するよう言われ、昭和 63 年ごろに A 市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、自分で同市役所に納付していた。しかし、年金記録では、その後、B 県に転入した時に初めて国民年金に加入したことになっており、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年ごろに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 8 月 27 日に払い出されていることが確認でき、これ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成 2 年 8 月 1 日に国民年金の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A 市が保管している国民年金被保険者名簿においても、申立人の資格記録は確認できないことから、当時、同市役所では、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったと考えられ、同市において、申立人が申立期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は認められない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から同年8月まで
私が、大学を卒業した翌月の昭和42年4月に厚生年金保険の適用事業所ではない会社に就職したのを契機に、両親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した翌月の昭和42年4月に厚生年金保険の適用事業所ではない会社に就職したのを契機に、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月13日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立期間の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、時効により、制度上、納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関係しておらず、申立人の両親は既に亡くなっていることから、当時の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から10年3月まで

私は、20歳になったとき、まだ学生だったので、母が免除の申請手続きしてくれた。その後、何も連絡がなかったので、免除の手続きは終わったものと思っていた。3歳年下の妹については免除の記録があるのに、姉の私が学生であった期間が免除と記録されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の国民年金保険料の納付記録を管理している記号番号は、申立人が平成10年4月に厚生年金保険の被保険者になったときに付番された基礎年金番号であることが確認できる上、申立期間において国民年金の加入及び保険料の免除申請手続きを行った記録は見当たらない。

また、申立期間当時、世帯主である申立人の父は、A組合に加入しており、平成6年度の標準報酬月額が53万円であったことが確認できることから、当該報酬月額は同組合における当時の年金に係る最高等級であることから、申立人は世帯主の所得の面で免除の基準を満たしていたとは考え難い。

さらに、申立人は「3歳年下の妹については免除の記録があるのに、姉の私が学生であった期間が免除と記録されていないのは納得できない。」と主張しているが、申立人の妹が申請免除になっている期間は、妹が20歳になった平成10年からではなく、学生納付特例制度が導入された平成12年4月からであることから、申立人の妹も同制度が導入される前は、申立人と同様に、世帯主の所得が免除の基準に達していなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 55 年 7 月まで

私は、申立期間当時、自営業を営んでいた父親の下で専従者として働いており、そこから給与を受けていた。20 歳ごろに父親が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料も納付してくれていたはずであるので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳ごろに父が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 4 月 26 日に払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、このころ国民年金に加入したと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 57 年 3 月 21 日に国民年金の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金への加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父は既に他界しており、当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年5月28日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答であった。

A社に事務員として勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と勤務形態の同質性が高く、申立人より先にA社に入社し、申立人にA社を紹介したとされる者のA社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和20年3月1日となっており、申立期間の大半について加入記録は見当たらない。

また、健康福祉部地域福祉課恩給援護係から提供された申立人に係る軍歴証明書によると、申立期間の一部である昭和20年4月に召集されたことが確認できる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、人事記録等の確認ができない上、当時の同僚の大半は死亡又は連絡先が不明のため、申立人の勤務期間及び勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 26 日から 44 年 10 月 1 日まで
A社を結婚のため退職したが、当時は脱退手当金についての知識は無く、それを受給した記憶は無い。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 45 年 4 月 *日に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 5 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 21 日から 10 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低すぎると思う。営業手当の金額が毎月異なっていたものの、月々の給料は 28 万円ぐらいで、夏冬には給料の 1 か月分相当の賞与があったと記憶している。

源泉徴収票、所得税の確定申告書の控えを提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、平成 6 年 1 月から 10 年 8 月までの期間については、申立人が所持する源泉徴収票、所得税の確定申告書の本人控えにより、申立人が、現在記録されている標準報酬月額を超える報酬を得ていたことは確認できる。

しかし、当該源泉徴収票及び所得税の確定申告書の本人控えの社会保険料等の金額の欄に記載された額は、現在記録されている標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなる。

また、平成 5 年 6 月から同年 12 月までの期間については、源泉徴収票等が

存在せず、現在記録されている標準報酬月額から計算した厚生年金保険料を上まわる保険料が給与から控除されていたことは確認できない。

さらに、申立ての事業所における申立人と同年代の女性の被保険者の標準報酬月額と比べ、申立人の標準報酬月額のみが低額となっている状況も無く、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は認められず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 14 日から 34 年 8 月 28 日まで
② 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 16 日まで

昭和 36 年 7 月 16 日に A 社 B 工場を出産準備のために退職した。年金記録によると申立期間について脱退手当金を受給した期間として記録されている。

当時、脱退手当金制度について知らなかったし、手続をしたことや脱退手当金を受給した記憶もないので、記録の取り消しを求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間の 2 事業所の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、脱退手当金の支給額について計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 37 年 2 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月ごろから同年12月ごろまで
② 昭和32年2月ごろから34年2月ごろまで
③ 昭和34年2月ごろから同年10月ごろまで

私は昭和31年1月ごろから同年12月ごろまでの間はA事業所に勤務していた。また、32年2月ごろから34年2月ごろまでの間はB事業所に勤務していた。その後、34年2月ごろから同年10月ごろまでの間はC社に勤務していた。この3事業所においては、政府管掌健康保険に加入していたはずであり、健康保険者証を持っていた記憶がある。厚生年金保険被保険者記録が無いことには納得がいかないので、調査し記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務していた際の業務内容を具体的に記憶していることから判断して、期間は定かでないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、同事業所名及び類似の名称で確認を行ったものの、申立てに係る事業所の記録は無く、また、申立人が、同事業所が所在していたとする地域を管轄する公共職業安定所にも、雇用保険適用事業所の記録が無い。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業所での勤務期間や保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B事業所に勤務していた際の業務内容を具体的に記憶していることから判断して、期間は定かではないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B事業所は

昭和 34 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所に申立人と同時期に勤務していた複数の同僚からは申立人の勤務期間は確認できず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言も得られなかった。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 34 年 12 月 1 日以降の期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していた際の業務内容を具体的に記憶していることから判断して、期間は定かでないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③について、厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚は、いずれも申立人を記憶しておらず、また、申立人も、当該事業所での同僚の名前等を記憶していないことから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月ごろから同年12月ごろまで
② 昭和31年5月ごろから同年9月ごろまで
③ 昭和37年1月ごろから同年4月ごろまで

A社、B社及びC社の3社に勤めていた。3社とも幼なじみのD氏と一緒に勤務していたので、同氏が厚生年金保険に加入しているなら自分も加入しているはずなので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は勤務していたとするA社、B社及びC社の所在地及び業務内容等について具体的な記憶を有していることから、申立人がそれぞれの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、いずれの事業所についても、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が一緒に勤務したと主張するD氏についても、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、同氏は「A社及びC社には勤務しておらず、B社では申立人と一緒に勤務したが、同社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

加えて、D氏以外の同僚等について、申立人は、申立期間①に係る従業員二人の氏名の姓を記憶しているものの、二人とも既に死亡していると述べており、また、申立期間②及び③に係る同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月ごろから 29 年 4 月ごろまで
私は、昭和 27 年 7 月ごろに、A 事業所から B 県 C 郡 D 町にあった E 事業所に赴任を命ぜられ、29 年 4 月ごろまで勤務していた。
申立期間中に厚生年金保険の加入記録がないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に下宿をしていた家主の家族の証言により、申立人が申立期間において E 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、E 事業所及び申立人が同事業所への派遣元であったとしている A 事業所は、いずれも申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している同事業所の代表者及び同僚については、申立期間における厚生年金保険への加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。